

入札公告

次の通り一般競争入札に付します。

平成31年1月29日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター

院長 黒田 豊

1 競争に付する事項

(1) 調達物件

医療機器等残置廃棄物処分業務

(2) 物件詳細

入札説明書による

(3) 履行場所

埼玉県さいたま市北区盆栽町453番地

独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター

経理責任者が指定する場所

(4) 契約期間

自 平成31年3月1日 至 平成31年3月31日

(5) 入札方法

①上記1(1)の物件調達に要する一切の諸経費を含めた額で行う。

②上記1(1)の物件について、下記入札日時に入札を実施する。

③入札決定金額は、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって決定価格とする。

④入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者に必要な資格および条件

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）一般競争参加資格において「役務の提供等」のうち、「A」・「B」・「C」等級に格付され、関東信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

2. 平成28年4月1日から本公告の日までの間に、病床数200床以上の医療機関

において本件業務と同種の契約実績3件以上有する者であること。

3. 埼玉県およびさいたま市の入札資格を取得していること。
4. 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
5. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業・貸与業の許可を受けている者であること。
6. 古物営業法（昭和24年法律第108号）の規定により、必要な古物商の許可を受けていること。
7. 医療機器の解体については「医療機器修理業許可証（画像診断システム関連・治療用・施設用機器関連）」を取得している者であること。
但し、解体を自ら行わない場合は、当該許可証を受けている業者を指名すること。
8. 医療機器を国内にて再流通させる場合は、薬事法に則り、該当メーカーに事前通知を行い、回答書の指示事項を遵守すること。
9. 廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により必要な産業廃棄物の収集運搬および処分業の許可を受けていること。
但し、産業廃棄物の収集・運搬、処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている業者を指名すること。
10. 資格申請時の資本金が1.5億円以上であること。または、直近決算年度の決算書上の売上が110億円以上のものであること。
11. その他の法令、規則等に違反していない者であること。

- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、または過去3年間に
おいて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は
信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 入札関連必要書類の交付場所及び期間

- (1) 提出場所：独立行政法人医療機能推進機構
さいたま北部医療センター総務企画課経理係
- (2) 交付期間：平成31年1月29日（火）～平成31年2月13日（水）
17時00分迄

4 入札関連必要書類の提出場所及び期限

- (1) 提出場所：（独立行政法人地域医療機能推進機構
さいたま北部医療センター総務企画課契約係

(2) 提出期限：平成31年2月14日(木) 17時00分迄

(3) 提出書類：

ア. 資格確認申請書(第1-1号様式)

イ. 契約実績調書(別紙1)

ウ. 高度管理医療機器販売・貸与業の許可書の移し

エ. 産業廃棄物収集・運搬業の許可書の写し(許可業者を別途指定する場合は、「産業廃棄物収集・運搬業者指定証明書(第3号様式)」及び指定業者に関わる当該許可書の写し)

オ. 産業は器物処分業の許可書の写し(許可業者を別途指定する場合は、「産業廃棄物処分業者指定証明書(第4号様式)」および指定業者に関わる当該許可書の写し)

カ. 医療機器修理業許可証(画像診断システム関連・治療用・施設用機器関連)の写し

5 入札日時及び場所

(1) 開札場所：独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター 管理棟3階小会議室1

(2) 開札日時：平成31年2月15日(金) 10時00分

6 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) その他

詳細は入札説明書による。